

令和 2 年 3 月 1 1 日

農林水産省地球温暖化対策計画の見直し方針について

農林水産分野の地球温暖化対策については、政府の地球温暖化対策計画（以下、「政府温対計画」という。）に掲げられた中期目標の着実な達成に向け、農林水産分野の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2017 年 3 月に策定された「農林水産省地球温暖化対策計画」（以下、「省温対計画」という。）に基づき、地球温暖化防止の取組を進めているところ。

省温対計画の見直しにあたっては、本計画に定めた取組の進捗状況を踏まえ、

- ① 政府温対計画に位置付けられ、削減目標値が設定されている施策については、取組の進捗状況を踏まえた対策・施策の深化を図ること、
 - ② 地球温暖化防止に寄与する施策の推進を図っているが、削減目標値が設定されていない施策については、新たな削減目標値の設定や政府温対計画へ位置付けについて検討を行うこと、
 - ③ 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」や「革新的環境イノベーション戦略」等の新たな政府の戦略等に掲げられた対策・施策等については、革新的技術開発を踏まえて、取組の具現化、加速化を図ること
- 等を中心に、見直しの内容について検討する。

上記の考え方を踏まえ、個々の施策の見直しに向けた検討を進め、省温対計画に必要な取組を追加するなど、農林水産分野における地球温暖化対策をより一層強化することとする。

対象となる施策と見直しに向けた検討方向

対象となる主な施策	見直しに向けた検討方向
1. 政府温対計画に位置付けられ、削減目標値が設定されている施策 ○施設園芸の省エネルギー対策 ○農業機械の省エネルギー対策 ○漁船の省エネルギー対策・GHG 排出削減対策 ○農地土壌に関連する GHG 排出削減対策（水田メタン排出削減、施肥に伴う N₂O 削減） ○森林吸収源対策 ○農地土壌炭素吸収源対策 ○食品産業等における低炭素社会実行計画の策定	施策の進捗状況を踏まえ、目標水準の引き上げや対策指標の見直しなど、施策の深化を図る。
2. 地球温暖化防止に寄与する施策の推進を図っているが、削減目標値が設定されていない施策 ○畜産分野の温室効果ガス排出削減対策 ○食品産業等における省エネルギー・GHG 排出削減対策 ○飲食料品の流通に伴う環境への負荷の低減 ○漁港、漁場の省エネルギー対策	削減目標値の設定について検討を行う。 政府温対計画へ位置付けることについて検討を行う。
3. 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」等の新たな戦略等で掲げた対策・施策の具体化、加速化が求められる施策 ○食品ロスを含む食品廃棄物等の削減及び再生利用等の推進 ○藻場等の保全・創造 ○バイオマス活用の推進 ○農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進	取組の具体化、加速化について検討を行う。 政府温対計画へ位置付けることについて検討を行う。
4. 上記以外の地球温暖化防止に寄与する施策	より一層温室効果ガス排出削減を図られるよう検討を行う。